

# 三重県における環境影響評価に係る手続の状況等について

環境生活部環境共生局 地球温暖化対策課

## 1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を実施するにあたり、あらかじめ環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、住民等の意見を聴くことで、より環境に配慮した事業を実施することを目的としています。

国では、「環境影響評価法」、三重県では、「三重県環境影響評価条例」に基づき環境影響評価制度を運用しており、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施するにあたって、あらかじめ、環境へどのような影響を及ぼすかを調べて公表し、住民等、知事、市町長がそれに対して意見を述べることによつて、事業者自らが環境に配慮して事業を実施するといった一連の手続を定めています。

## 2 対象事業

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の開発事業等 18 種類の事業を対象としています。（別紙1のとおり）

また、平成 28 年 9 月から、土地の造成等の面開発事業について、対象事業の 2 分の 1 以上の規模の事業を準対象事業として位置付け、簡易的な環境影響評価手続（主に文献による調査により影響を予測・評価）を求めています。

## 3 環境影響評価手続に係る審査

(1) 手続フロー（法：別紙2のとおり、条例：別紙3のとおり）

(2) 審査の進め方（審査スケジュール例：別紙4のとおり）

事業に対して知事が意見を述べる際は、三重県環境影響評価条例において、環境影響評価委員会（以下、「評価委員会」）の意見を聴くことと規定されています。

評価委員会は専門的知識を有する 20 名以内の学識経験者で構成され、知事意見を形成するため事案毎に委員会又は小委員会を設置して審議します。委員の専門分野は次のとおりです（括弧内は各専門分野の委員数）。

大気質(3)、騒音・振動(2)、水質(3)、地形・地質(2)、陸生動物(3)、陸生植物(3)、水生生物(2)、景観(1)、廃棄物(1)

なお、評価委員会には、県の関係部署で構成する幹事会を設置しており、委員会開催前に幹事会で環境影響評価方法書や準備書の内容の確認等を行い、その結果を委員会に報告しています。

	図書名	略称	根拠	審査期間	審議方法
1	計画段階環境配慮書	配慮書	法	60 日	書面審査（全委員）
2	環境影響評価方法書	方法書	法・条例	90 日	小委員会を設置し、現地調査（1～2回）、会議（1～3回）により審議
3	環境影響評価準備書	準備書	法・条例	120 日	

- 4 評価委員会実施状況 (実施状況例：別紙5のとおり)
- ・令和2年度～令和5年度にかけて、20事業、述べ38回の調査、審議を実施。
  - ・令和5年12月までに167件の事業が手続を終了(条例制定前の案件を含む)
- 5 知事意見の発出状況 (知事意見例：別紙6のとおり)
- ・知事意見は評価委員会の答申を踏まえて発出します。
  - ・法対象事業では、主務大臣（発電事業の場合は経済産業大臣）に対して知事意見を述べます。主務大臣意見は、知事意見及び環境大臣意見を勘案して述べられます（主務大臣意見例：別紙7のとおり）。
- 6 環境影響評価手続終了後の関係法令に係る許認可等について
- ・環境影響評価手続の終了後（環境影響評価書の公告後）は、関係法令（森林法、自然公園法、砂防法等）に基づく許可申請等の手続が行われます。許可に係る審査等にあたっては、環境影響評価書の内容に配慮するものとされています。  
なお、知事意見において、「計画中止等、事業の大幅な見直し」を求めた事例については、個別法令の手続段階等で、事業の見直しが行われています。
- 7 添付資料
- 別紙1 環境影響評価対象事業一覧表
  - 別紙2 法対象事業手続フロー（発電所）
  - 別紙3 条例対象事業手続フロー
  - 別紙4 審査スケジュール例
  - 別紙5 環境影響評価委員会 審議事例
  - 別紙6 環境影響評価に係る知事意見の事例
  - 別紙7 経済産業大臣勧告の事例

### 【三重県環境影響評価条例（抜粋）】

（許認可等に当たっての環境の保全の配慮等）

第三十一条 知事は、事業者が対象事業を実施するにつき、法令等の規定に基づき免許、特許、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を要することとされている場合において、当該許認可等の権限を有するとき、又は当該許認可等の権限を有する者に意見を述べることができるときは、当該対象事業に係る許認可等を行い、又は意見を述べるに当たり当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、前項の場合において、許認可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、許認可等の権限を有する者に対し、評価書の写しを送付し、当該対象事業に係る許認可等を行うに当たり、環境の保全の見地から当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

（三重県環境影響評価委員会）

第五十条 環境影響評価、事後調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するため、三重県環境影響評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会は、委員二十名以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聴くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、規則で別に定める。

### 【三重県環境影響評価条例施行規則（抜粋）】

（所掌事務）

第八十条 評価委員会は、知事の諮問に応じ、条例の規定により定められた事項を審査するほか、環境影響評価、事後調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議する。

（会長及び副会長）

第八十一条 評価委員会に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は会務を総理し、評価委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第八十二条 評価委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 評価委員会の会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第八十三条 評価委員会は、必要に応じ、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、その小委員会に所属する委員の互選によって、これを定める。
- 4 委員長は、小委員会の会務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、当該小委員会に所属する者のうちからあらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。
- 6 委員長は、小委員会の所掌事務に係る調査審議を行った後、速やかにその経過及び結果を会長に報告するものとする。
- 7 会長は、やむを得ない理由により評価委員会を開催することが困難であるとき、又は評価委員会を開催する必要がないと認めるときは、必要に応じ、小委員会の調査審議結果をもって評価委員会の調査審議結果とすることができる。この場合において、会長は、速やかに、当該調査審議結果を各委員に報告するものとする。
- 8 前条の規定は、小委員会の会議について準用する。この場合において、前条中「評価委員会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

準用（小委員会の会議）

第八十二条 小委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 小委員会の会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 小委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成一三年規則二〇号〕

(学識経験者の意見の聴取等)

第八十四条 評価委員会又は小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の学識経験者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事業者等の出席等)

第八十五条 評価委員会又は小委員会は、必要があると認めるときは、事業者又は法対象事業者に対し、会議に出席し必要な説明を行うことを求めることができる。

(幹事等)

第八十六条 評価委員会に、代表幹事及び幹事を置くことができる。

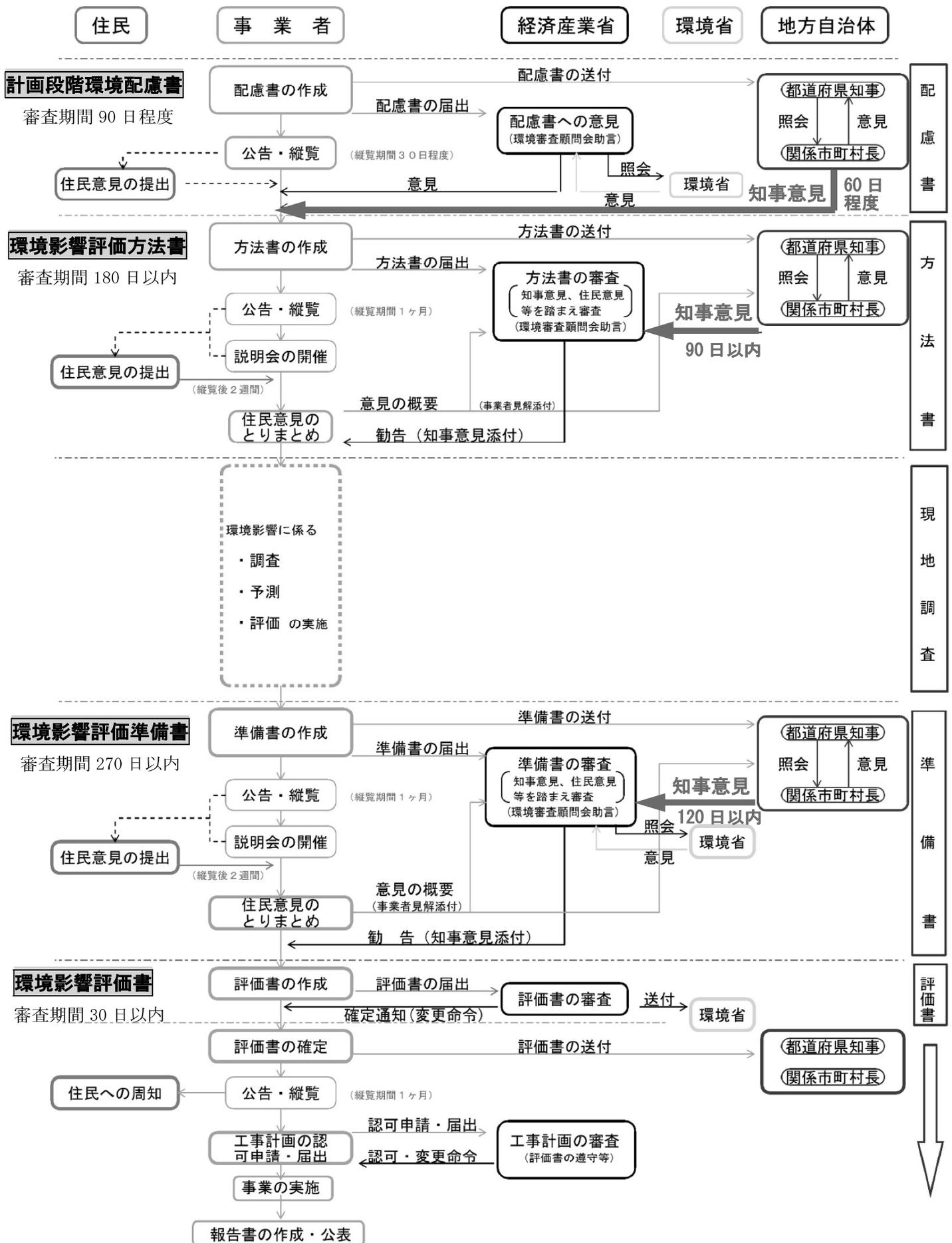
- 2 幹事は、知事が指定する部局内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもってあてる。
- 3 評価委員会又は小委員会は、必要があると認めるときは、代表幹事及び幹事に対し、会議に出席し必要な説明を行うことを求めることができる。

環境影響評価対象事業一覧表

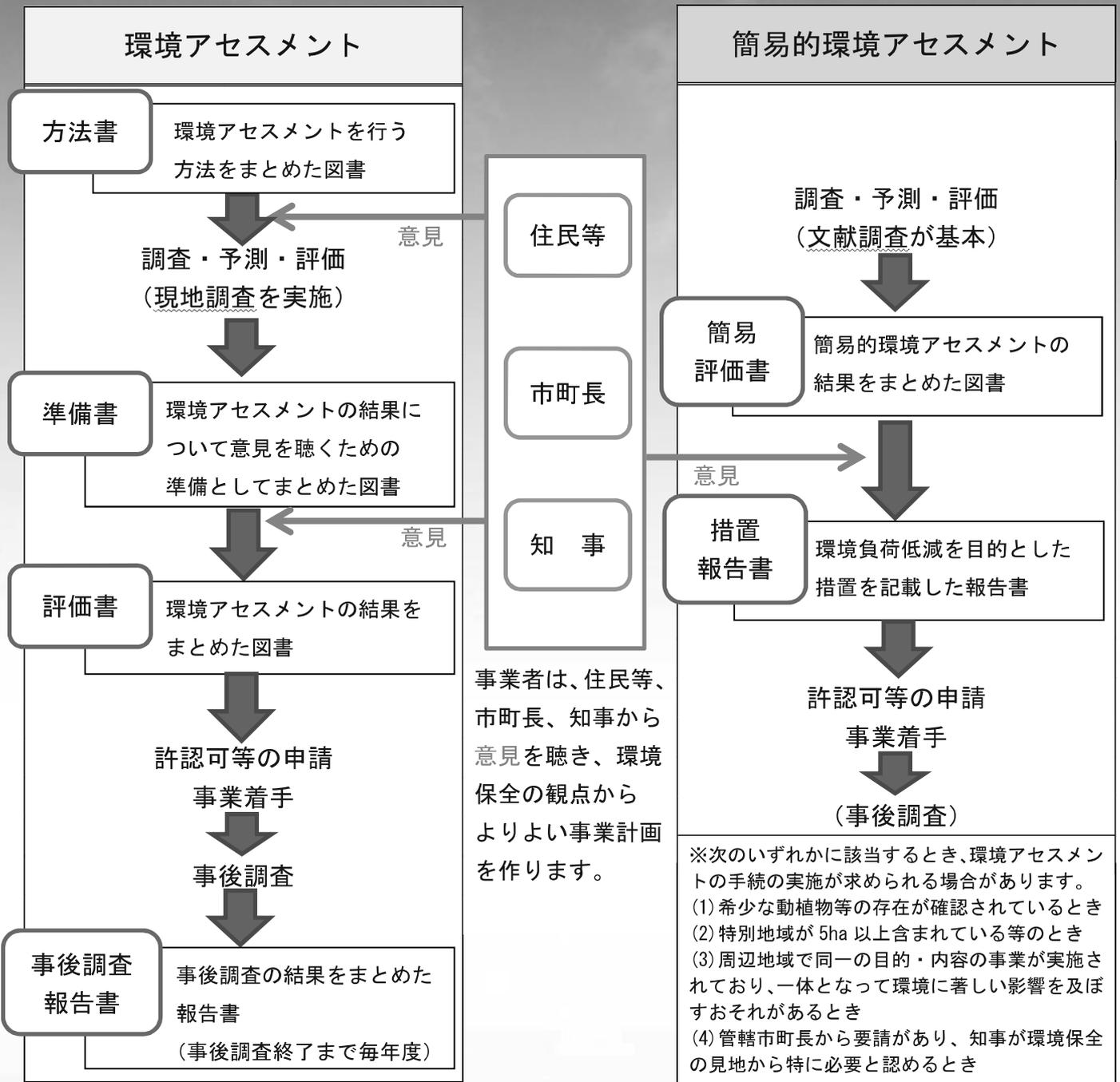
事業の種類		法		条例		
		第1種事業	第2種事業	環境アセスメント	簡易アセス	
1 道路	高速自動車国道	すべて	-	-	-	
	首都高速道路など	4車線以上	-	-		
	自動車専用道路	-	-	4車線以上すべて		
	一般国道	(4車線以上) 10km以上	(4車線以上) 7.5~10km	【一般国道その他道路】 4車線以上・5km以上		
	都道府県・市町村道	-	-			
	林道	(幅員6.5m以上) 20km以上	(幅員6.5m以上) 15~20km			
2 河川	ダム	(湛水面積) 100ha以上	(湛水面積) 75~100ha	堤頂高30m以上 湛水面積20ha以上	-	
	堰			長さ300m以上		
	放水路、湖沼開発	土地改変面積 100ha以上	土地改変面積 75~100ha	-		
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	-	-	-	
	鉄道、軌道	10km以上	7.5~10km	延長5km以上		
4 飛行場		(滑走路長) 2,500m以上	(滑走路長) 1,875~2,500m	すべて	-	
5 発電所 【電気工作物】	水力発電所	出力3万kW以上	2.25万~3万kW	出力1.5万kW以上	-	
	火力発電所	出力15万kW以上	11.25万~15万kW	出力5万kW以上		
	地熱発電所	出力1万kW以上	7,500~1万kW	出力5,000kW以上		
	原子力発電所	すべて	-	-		
	太陽電池発電所	出力4万kW以上	3万~4万kW	20ha以上(㊸として)		10ha以上(㊸)
	風力発電所	出力5万kW以上	37,500~5万kW	7,500kW以上		-
6 廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25~30ha	敷地面積2.5ha以上	-	
	廃棄物焼却場	-	-	処理能力4t/時以上		
7 流域下水道終末処理場		-	-	すべて	-	
8 工場又は事業場 (太陽光発電所を除く)		-	-	排ガス10万m <sup>3</sup> /時以上 排水5千m <sup>3</sup> /日以上 面積20ha以上	-	
9 埋め立て、干拓 【公有水面埋立】		面積50ha超	面積40~50ha	面積15ha以上	-	
⑩ 土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積20ha以上 (用途地域50ha以上)	面積10ha以上 (用途地域 25ha以上)	
⑪ 新住宅市街地開発事業 【住宅団地の造成】		面積100ha以上	面積75~100ha	面積20ha以上	面積10ha以上	
⑫ 工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積20ha以上	面積10ha以上	
⑬ 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積20ha以上	面積10ha以上	
⑭ 宅地その他の用地造成の事業		面積100ha以上	面積75~100ha	面積20ha以上	面積10ha以上	
⑮ スポーツ又はレクリエーション施設等	ゴルフ場			面積20ha以上	面積10ha以上	
	スポーツ又はレクリエーション施設	-	-	面積20ha以上	面積10ha以上	
	公園事業			面積20ha以上	面積10ha以上	
	都市公園			面積50ha以上	面積25ha以上	
16 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha~100ha	-	-	
17 農用地の造成		-	-	面積75ha以上	-	
18 土石の採取又は鉱物の掘採		-	-	面積20ha以上	面積10ha以上	
◎ 複合開発整備事業		-	-	⑩~⑮の事業の面積と規模要件との比の合計が1以上	-	
◎ 港湾計画(*2)		埋立・掘込み面積 300ha以上	-	面積100ha以上	-	

【】：条例上の表現

# 発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図



環境アセスメントの流れ

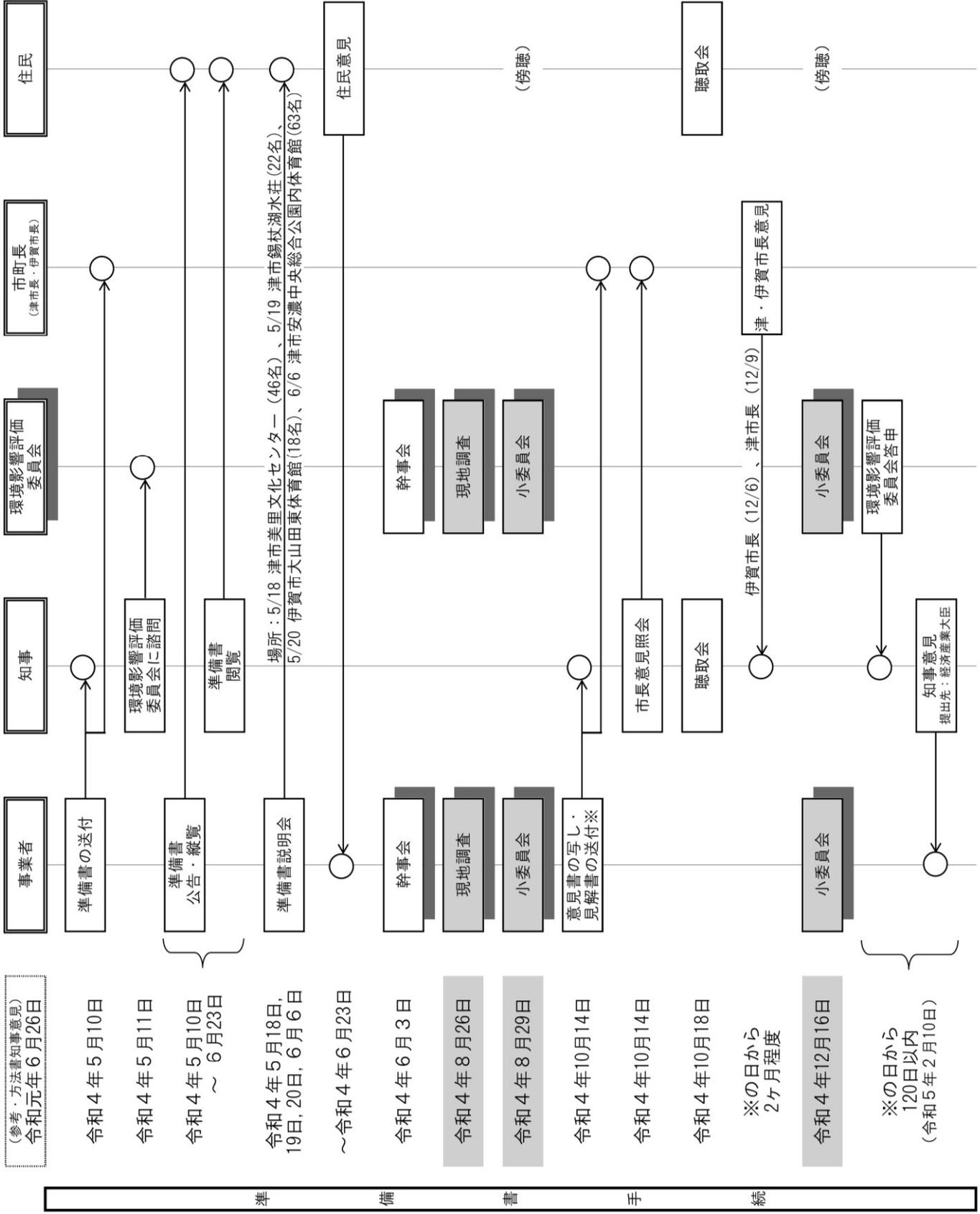


※三重県条例には、事業計画の検討段階で行う「配慮書」の手続はありません。

調査・予測・評価を行う項目

- 大気環境（大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭）
- 水環境（水質、水底の底質、地下水の水質及び水位）
- 地形及び地質
- 地盤
- 土壌
- 日照障害
- 電波障害
- 陸生動物
- 陸生植物
- 水生生物
- 生態系
- 人と自然との触れ合いの活動の場
- 歴史的文化的な遺産
- 景観
- 廃棄物等
- 温室効果ガス等
- 放射線の量

審査スケジュール例（（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書）



## 環境影響評価委員会 審議事例

## ○平木阿波ウィンドファーム事業及び平木阿波第二ウィンドファーム事業（法・風力）

開催日	図書の種類	内容	備考
H30.3.13	配慮書	文書協議	平木阿波ウィンドファーム事業
H30.5.7	配慮書	答申	
H30.11.8	配慮書	文書協議	平木阿波第二ウィンドファーム事業
H30.9.13	配慮書	答申	
H31.3.11	方法書	現地調査	以降、2事業をまとめて審査
H31.4.15	方法書	現地調査	
H31.4.24	方法書	小委員会①	
R1.6.25	方法書	小委員会②	
R1.5.28	方法書	答申	
R4.8.26	準備書	現地調査	
R4.8.29	準備書	小委員会①	
R4.12.16	準備書	小委員会②	
R5.2.7	準備書	答申	

## ○四日市足見川メガソーラー事業（条例・太陽光）

開催日	図書の種類	内容	備考
H28.5.27	方法書	現地調査	
H28.7.15	方法書	小委員会①	
H28.9.9	方法書	小委員会②	
H28.10.11	方法書	答申	
H29.11.13	準備書	現地調査	
H29.11.17	準備書	小委員会①	
H29.12.25	準備書	小委員会②	
H30.1.17	準備書	答申	

## 環境影響評価に係る三重県知事意見の事例

### 1 「計画中止等、事業の大幅な見直し」を求めた例

- ・本事業についての三重県環境影響評価委員会の審議過程においては、事業自体を実施すべきではない、安易に本事業の実施を認めることは今後の環境アセスメントに禍根を残す等、複数の委員から極めて強い反対意見の表明があった。この事実を踏まえ、本事業の実施にあたっては、以下に述べる各項目を参照のうえ、事業内容を十分に精査し、最大限の環境保全措置を講じること。

(四日市足見川メガソーラー (条例・準備書))

- ・事業の実施に伴う、動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このことは、多くの環境影響評価委員や配慮書の作成において助言を受けた専門家から、この地域での事業実施を避けるべきであるとの意見が多数出される要因ともなっており、事業計画を中止するか、事業実施想定区域の抜本的な見直しが必要である。

(三重松阪蓮ウィンドファーム (法・配慮書))

### 2 住民とのコミュニケーションを求めた例

- ・準備書の作成にあたっては、津市長が指摘する津市水道水源保護条例で指定する水源保護地域に該当すること、土砂災害などが発生した場合、それによる被害が広範かつ長期化すること等を十分勘案するとともに、地域住民等と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払拭及び不満の解消を行うこと。

(最終処分地 TAMO (条例・方法書))

- ・本事業は、方法書の段階から対象事業実施区域を縮小した上で風力発電施設設置数を削減するなど、一定の環境配慮がなされている。一方で、騒音及び低周波音による影響、土砂災害の懸念、獣害の増大、生物多様性及び景観への影響などについて、地域住民等から引き続き意見が寄せられるなど、事業への懸念を抱く住民は現在も多く存在する。これらをふまえ、事業実施にあたっては、地域住民や自治体等と十分なコミュニケーションを図り、不安の払しょく及び不満の解消に最大限努めること。

(平木・阿波ウィンドファーム (法・準備書))

### 3 関係法令との整合性を求めた例

- ・保安林内に設置が計画されている風力発電設備については、森林法に基づく保安林の解除要件又は作業許可基準に適合する設置計画とならない限りは、設置を回避した計画とするとともに、土砂の崩落等による土地の安定性及び動植物への影響を回避又は極力低減するために、風力発電設備等の配置等について、事業計画の見直しを行うこと。

(平木・阿波ウィンドファーム (法・準備書))

- ・対象事業実施区域及びその周辺は、香肌峡県立自然公園の一部が含まれている。また、白猪山は重要な眺望対象である。このため、設置する風力発電施設が山稜線やスカイラインを分断する等、白猪山の眺望に著しい支障を及ぼさないよう、配置等について検討すること。

(松阪飯南ウィンドファーム (法・準備書))

### 4 絶滅危惧種に対する環境保全措置を求めた例

- ・生態系において、上位性注目種として選定したクマタカについては、準備書で示された飛翔図等からも繁殖への重大な影響が予測される。「猛禽類保護の進め方 (改訂版)」(平成 24 年 12 月、環境省自然環境局野生生物課)に沿って予測及び評価を行い、営巣木から 1 km 以内の風力発電施設の設置の取りやめや範囲外への再配置等により影響を回避すること。

(松阪飯南ウィンドファーム (法・準備書))

- ・本事業の実施区域及びその周辺で複数のサシバの営巣が確認されていることから、「サシバの保護の進め方」(環境省)を参考に営巣中心域の開発を回避するとともに、サシバの生息状況に精通した専門家等からの助言をふまえ、適切な環境保全措置を講ずること。

(津市波瀬太陽光発電所 (条例・準備書))

### 5 追加調査を求めた例

- ・対象事業実施区域内は複雑な地質が見られる場所であることから、ボーリング等の調査により正確な地質の把握を行うとともに、地下水の流向についても地点を追加して調査を行うなど、適切な調査及び予測・評価を行うこと。

(最終処分地 TAMO (条例・方法書))

- ・施設の大型化に伴う衝突リスクの予測には不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクに係る事後調査を適切に実施すること。

(青山高原風力発電所リプレース事業 (法・準備書))

## 経済産業大臣勧告の事例

## 三重松阪蓮Windファーム事業(配慮書)

## ○知事意見

事業の実施に伴う、動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このことは、多くの環境影響評価委員や配慮書の作成において助言を受けた専門家から、この地域での事業実施を避けるべきであるとの意見が多数出される要因ともなっており、事業計画を中止するか、事業実施想定区域の抜本的な見直しが必要である。

## ○環境大臣意見

風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含むあらゆる環境保全措置を講じてもなお、本事業の実施による重大な影響を十分低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。



## ○経済産業大臣勧告

風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含むあらゆる環境保全措置を講じてもなお、本事業の実施による重大な影響を十分低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

## 青山高原風力発電所リプレース事業(法・準備書)

## ○知事意見

対象事業実施区域及びその周辺では、既設事業等によるバードストライクの可能性がある事象が2年間で20例確認されているが、本準備書においては、基数の削減等により鳥類の飛翔可能な空間が広がるため、風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による影響は小さいと評価され、事後調査は計画されていない。しかしながら、施設の大型化に伴う衝突リスクの予測には不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクに係る事後調査を適切に実施すること。



## ○経済産業大臣勧告

対象事業実施区域及びその周辺では、既設事業等によるバードストライクの可能性がある事象が2年間で20例確認されているが、基数の削減等により鳥類の飛翔可能な空間が広がるため、風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による影響は小さいと評価され、事後調査は計画されていない。このため、リプレース事業の特性を踏まえた一定の配慮が認められるものの、施設の大型化に伴う衝突リスクの予測には不確実性が伴うこと、既に風力発電設備が存在していることも考慮したうえで、これまでに実施した調査結果並びに専門家等の助言も踏まえ、稼働後の事後調査を検討すること。